

長岡工業高等専門学校		開講年度	令和03年度 (2021年度)		授業科目	知的財産権概論	
科目基礎情報							
科目番号	0012		科目区分		専門 / 選択		
授業形態	講義		単位の種別と単位数		学修単位: 2		
開設学科	専攻科専門共通科目		対象学年		専1		
開設期	前期		週時間数		2		
教科書/教材	現時点では特になし。特許法などについて解説した書籍は多くあるが、内容が高度なため、講義の進行状況や受講生の理解度をみて採否を決める。						
担当教員	吉井 剛						
到達目標							
(科目コード：A0410, 英語名：Introduction of Intellectual Property Rights) (本科目は第1,2学期に実施する。週に1回行うので十分注意すること。授業計画の週は回と読替えること) この科目は長岡高専の教育目標の(C), (E), (F)と主体的に関わる。この科目の到達目標を関連を示す。①特許制度（知的財産制度）の概要が分かる。（C2、50%）②特許明細書が作成できる（E2,F2、25%）③特許権の内容が理解できる（E2、25%）。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		最低限の到達レベルの目安		未到達レベルの目安
評価項目1	特許制度（知的財産制度）の概要が分かり説明することができる。		特許制度（知的財産制度）の概要が分かる。		特許制度（知的財産制度）の概要が概ね分かる。		左記に達していない。
評価項目2	自分の研究内容について特許明細書が作成できる。		特許明細書が作成できる。		特許明細書が概ね作成できる。		左記に達していない。
評価項目3	特許権の内容が理解でき、説明することができる。		特許権の内容が理解できる。		特許権の内容が概ね理解できる。		左記に達していない。
学科の到達目標項目との関係							
教育方法等							
概要	本講座は、特許事務所で知的財産権に関する実務を担当している教員が、その経験に基づいて講義を行うものである。知的財産の中で本学学生に将来、最も必要となる特許法を中心に、その基礎知識を習得させ、更に進んで特許明細書の書き方など、実践的な知識・技能を習得させるものである。また、本講座における具体的な達成目標は以下の通りである。 1 知的財産権に関する最低限の法的知識の習得 2 特許明細書を読むこと、特許明細書を書くことの知識・技能の習得 3 知的財産権をめぐる紛争の対処・検討ができる能力の習得 4 外国特許制度についての基礎知識の習得						
授業の進め方・方法	参考書：1 工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第21版〕発明推進協会発行、2 令和元年改正 知的財産権法文集 令和2年1月1日施行版 発明推進協会発行、3 特許法 第2版 編者:茶園成樹(株)有斐閣発行 この授業は学修単位科目のため、事前・事後学習として「週ごとの到達目標」欄に示す課題などを実施する。						
注意点	講義内容を理解・習得するためには、講義聴講が重要となる。特に、後半の演習(1)乃至(5)は出席して討論することが必須要件である。 1 自宅起案あり 2 受講に際し、必ずA4のレポート用紙及びホチキス持参 3 演習(1)乃至(5)の評価点(演習(1)乃至(5)の各採点結果をもとに総合評価を行う。60点以上を合格とする。なお、演習(5)は演習(1)乃至(4)に比し、評価の比重が高い。) 4 演習(1)乃至(5)中、2つ未提出の場合、不合格。なお、演習の提出期限は厳守。 5 他人の文章のコピーアンドペーストによって作成した演習は認めない。						
授業の属性・履修上の区分							
☐ アクティブラーニング		☐ ICT 利用		☐ 遠隔授業対応		☒ 実務経験のある教員による授業	
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
前期	1stQ	1週	知的財産権の概説(1)		知的財産権の概略が理解できる。 特許制度に関する事後学習		
		2週	知的財産権の概説(2)		知的財産権の概略が理解できる。 特許制度に関する事後学習		
		3週	知的財産権の概説(3)		知的財産権の概略が理解できる。 特許制度の知識の必要性に関する事後学習		
		4週	発明完成から権利化まで(出願・中間処理・不服審判・審決取消訴訟)		発明完成から権利化までの過程がわかる。 発明完成から権利化までの手続きに関する事後学習		
		5週	特許要件(新規性、進歩性、先願主義)		特許要件を理解する。 特許要件に関する事後学習		
		6週	特許権の効力、利用関係、侵害		特許権の効力、利用関係、侵害を理解する。 特許権の効力に関する事後学習		
		7週	侵害訴訟、実施権、移転、先使用权、職務発明		侵害訴訟、実施権、移転、先使用权、職務発明を理解する。 侵害訴訟及び職務発明に関する事後学習		
		8週	特許明細書の書き方、明細書の実例検討①		特許明細書の書き方、明細書の実例を理解する。 特許明細書に関する事後学習		
	2ndQ	9週	特許明細書の書き方、明細書の実例検討②、演習(1)配布(特許明細書作成・自宅起案)		特許明細書の書き方、明細書の実例を理解する。 特許明細書が作成できる。 特許明細書の書き方に関する事後学習		
		10週	演習(1)の解説、演習(2)配布(特許明細書作成・自宅起案)		特許明細書の書き方、明細書の実例を理解する。 特許明細書が作成できる。 特許明細書の書き方に関する事後学習		
		11週	演習(2)の解説		特許明細書の書き方、明細書の実例を理解する。 特許明細書が作成できる。 特許明細書の書き方に関する事後学習		

		12週	演習(3)(自説の起案)、演習(3)の解説及び討論	侵害鑑定ができる。 侵害に関する事後学習
		13週	演習(4)(侵害鑑定の起案)、演習(4)の解説及び討論	侵害鑑定ができる。 侵害に関する事後学習
		14週	特許法以外の周辺法(実用新案法)、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法)、外国の特許制度	特許法以外の周辺法、外国の特許制度を理解する。 特許法以外の周辺法に関する事後学習
		15週	演習(5)及び解説	知的財産権について理解できる。 知的財産制度全般に関する事後学習
		16週		

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
----	----	------	-----------	-------	-----

評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	0	0	0	0	100	0	100
基礎的能力	0	0	0	0	50	0	50
専門的能力	0	0	0	0	50	0	50
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0